

毎月決算型

シュローダー・
グローバル・リート
E S Gフォーカス・ファンド
(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (不動産投信、株式)))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■この目論見書により行う、シュローダー・グローバル・リートE S Gフォーカス・ファンド(予想分配金提示型)の募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月20日に関東財務局長に提出し、2025年6月21日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

I 設立:1991年12月20日

I 資本金:4億9千万円(2025年3月末現在)

I 運用する投資信託財産の合計純資産総額:約4,076億円(2025年3月末現在)

I グループ会社全体の運用総額:7,787億英ポンド(約153兆円)

(2024年12月末現在、1英ポンド=196.82円換算)

照会先

インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>電話番号
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

■ ファンドの特色

① 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に投資します。

■ 投資にあたっては、環境負荷が少なく、革新的な都市やインフラ*に貢献するサステナブル投資に注力します。

*インフラにはデータセンターや通信タワーなどを含みます。

※不動産投資信託(リート)は、投資者から集めた資金で不動産に投資し、その不動産から得られる賃貸収入や不動産売却益を投資者に分配する商品であり、上場不動産投資信託は国内外の金融商品取引所で取引されています。

② 経済・社会の変化を見越し、成長性を重視した投資アプローチをとります。

■ データを活用し、不動産市場の変化を捉えることで、経済・社会の変化から恩恵を受けることが期待される銘柄を選定します。

■ 配当利回りに注目した従来型の投資アプローチとは異なり、成長性を重視した投資アプローチをとります。

③ 不動産投資信託や不動産関連企業の物件所有状況やESGに関する豊富なデータを活用したポートフォリオ構築を実施します。

■ 都市や不動産物件データを分析し、持続可能で将来性を有する都市に物件を多く保有・運営する不動産投資信託や不動産関連企業を特定します。

■ 投資対象銘柄の選択においてサステナビリティ基準を適用します。投資可能なユニバースは2つのステージにおいてサステナビリティ指標を用いて分析され、サステナビリティ評価が低い銘柄は除外されます。ポートフォリオの構築段階においては、ESG分析、バリュエーション分析*を実施します。

*ESGとは環境・社会・ガバナンスの各要素を指し、バリュエーションとは指標などを用いて投資対象の現在の価格が割安か割高かを判定する価値評価のことです。

④ 世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用において確かな実績を持つシュローダー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。

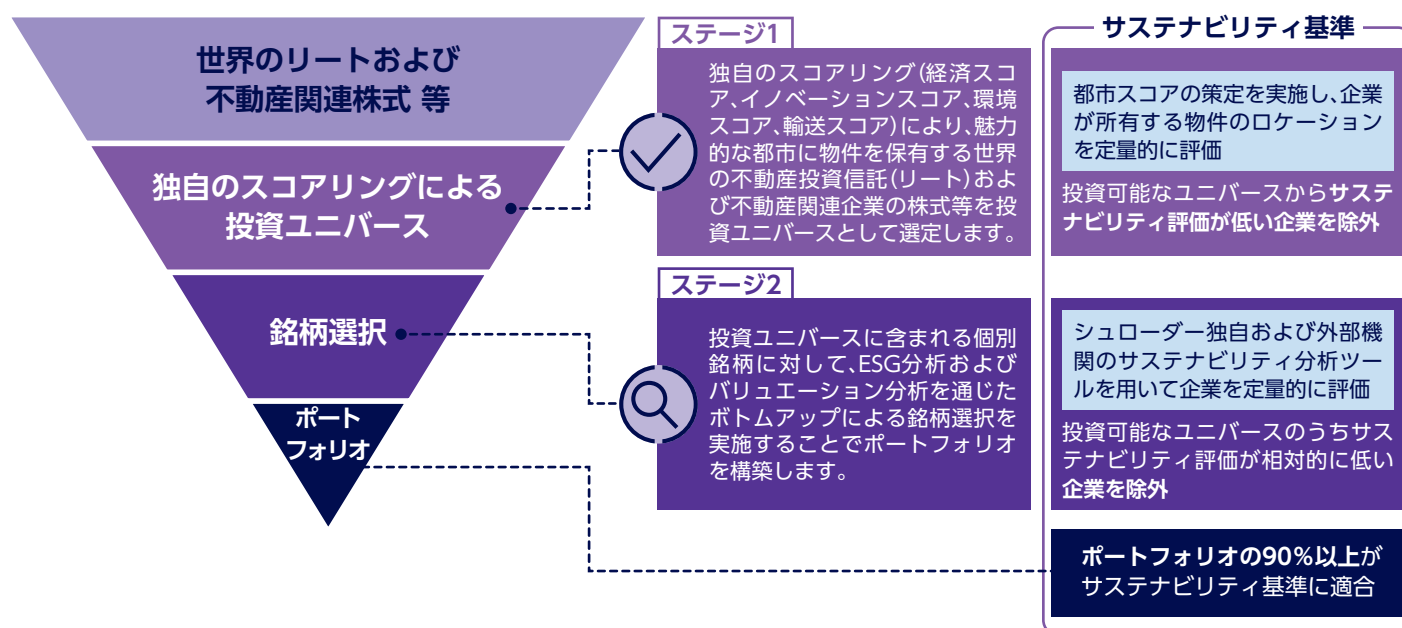
■ 当戦略専任の運用チームに加え、欧州、アジア、米国を中心にグローバルで充実した実物不動産運用のプロフェッショナルやデータ・サイエンティスト集団で構成されたインベストメント・インサイト・ユニット*により運用されます。

*インベストメント・インサイト・ユニットとは多種多様なデータを解析することで市場の潜在需要を発掘し運用に生かす組織集団です。

⑤ 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※上記①～④については、ファンドが実質的に投資する投資信託証券(投資対象ファンド)の内容を含みます。

運用プロセス



※世界の不動産投資信託証券および不動産関連株式等からシュローダー独自スコアリングにより投資ユニバースを策定します。

資金動向や市場動向などにより投資ユニバースの規模は変動することがあります。

※スコアリングとは、投資銘柄を選定するための銘柄価値の評点化のことで、スコアとはその評価基準のことです。

■ 独自のスコアリングによる投資ユニバース策定とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択

4つのスコア



経済
スコア



イノベーション
スコア



環境
スコア



輸送
スコア

ステージ 1

独自のスコアリングによる投資ユニバース策定

■ 主要都市について**経済/イノベーション/環境/輸送のスコア**により、グローバル都市の中で高い魅力を持つ都市をスコアリング

- 都市の魅力度や都市活動の基盤となる不動産の価値も変化すると想定、その変化を定量的に捉えることが可能

■ リートおよび不動産関連企業が保有する全ての物件に対し、位置情報を用いて都市スコアを計測

- 個別物件毎の都市スコアを積み上げることで**銘柄のスコア(カンパニー・シティ・スコア)**を計測
- 相対的に高いカンパニー・シティ・スコアの銘柄群を投資ユニバースとして選定

ステージ 2

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択

■ ESG分析を通じて潜在的な損失につながる要因を事前に特定し、保有可能比率を調整

- **ESG分析**は、「マネジメントの質」「顧客」「従業員」「環境」「ガバナンス」「地域社会」「規制当局、政府」「サプライヤー」の観点から実施し、スコアを策定。スコアが相対的に低い銘柄を投資ユニバースから除外。当該スコアに基づき、個別銘柄の保有可能ウェイトを調整

■ バリュエーション分析を通じて期待リターンを左右する要因を特定し、保有比率を調整

- **バリュエーション分析**は、財務モデルに加え、物件の需要を左右するドライバーとして主要な交通機関への接続性の評価(輸送スコア)などを反映

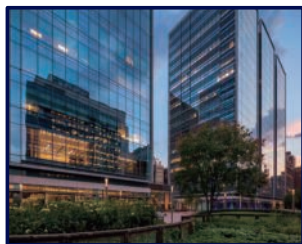
※上記はシュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・マザーファンド(以下「マザーファンド」)が投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ クラスI 投資証券」にかかるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ グローバル・シティーズ戦略にて着目している不動産セクター

ライフ・サイエンス



貸倉庫



アパート



ヘルスケア



データセンター



ファシリティーズ・マネジメント



マニファクチャード・ホーム



産業



※上記は経済・社会の変化を反映し、市場規模が拡大しているセクターの例示を目的とするものであり、当該セクターの銘柄等の購入、売却など如何なる投資推奨を目的とするものではありません。また、当戦略での投資対象は上記セクターに限定されません。

ファンドの仕組み

■ ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。

■ また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)

主として世界の不動産関連株式および株式関連証券に投資する投資信託証券

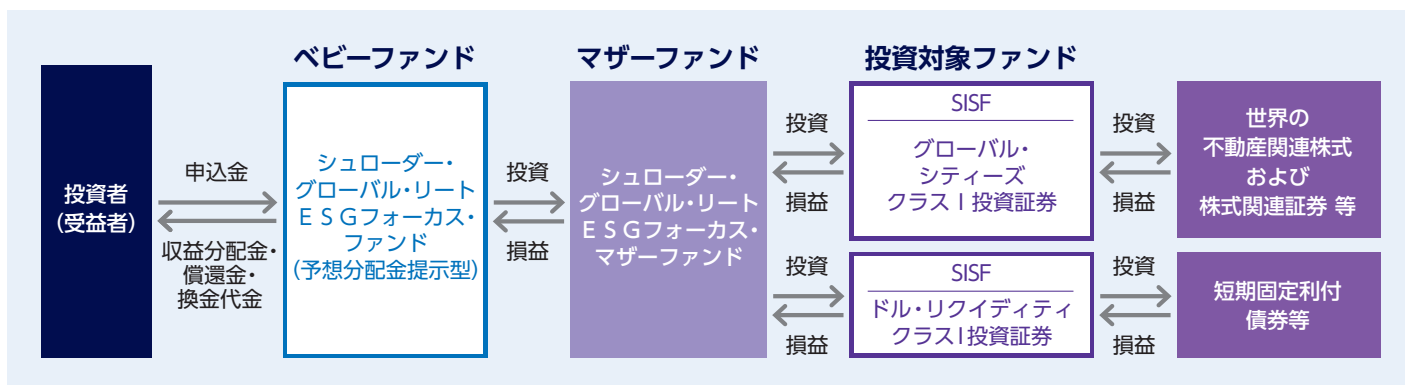
「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド* グローバル・シティーズ クラスI 投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券

主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券

「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI 投資証券」

*「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



※マザーファンドに投資するベビーファンドは、他に分配方針の異なるシュローダー・グローバル・リート ESGフォーカス・ファンド(資産成長型)があります。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。マザーファンド受益証券を通じて投資する投資信託証券(主要投資対象ファンド)においては、投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、デリバティブ取引を利用する場合があります。

分配方針

原則毎月20日の決算時(休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。
- 毎決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	50円
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	150円
13,000円以上14,000円未満	200円
14,000円以上15,000円未満	250円
15,000円以上	300円

※毎決算日の前営業日までの短期間において基準価額が急騰した場合や、毎決算日の前営業日から当該決算日までに基準価額が急落した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、分配金や分配原資を予め準備できないこと等から上記とは異なる少ない分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※基準価額が予め定めた上記の各水準に一度到達したとしても、それ以降当該水準に応じた分配を継続するものではありません。

※分配により基準価額は下がるため、次回決算以降の分配金額が変動する場合があります。

※上記表は、一定の基準価額水準になった場合に予想される分配金額を提示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ サステナビリティ・リスクとサステナビリティ・リスク管理

シュローダーは、ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

*シュローダーとは、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社をはじめとするシュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等(シュローダー・グループ)をいいます。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、これらの出来事が発生した場合、投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは以下のものを含みます。

環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害
社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題
ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠
規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制または業界基準の導入

ESGファンド固有のリスク

- シュローダーのESGファンドは、環境的または社会的特性を有しており、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用します。結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。
- 持続可能な投資の構成について投資家の皆様の間で異なる見解を有する可能性があるため、シュローダーのESGファンドは、特定の投資家の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。
- サステナビリティ・リスクが投資対象銘柄に与える影響度合いを評価するにあたって、シュローダーの独自ツールのほか外部データなどを利用することがあるため、これらのツールやデータが有効でない場合には、ファンドのポートフォリオにおける投資対象銘柄のウェイトの判断に影響する場合があります。

サステナビリティ・リスク管理

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。シュローダーは、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを(関連するその他の留意事項と併せて)評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。

また、シュローダーは、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、シュローダーは、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかについてのシュローダーの判断に応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的な影響を織込むよう努めます。かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準およびシュローダー自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体のポートフォリオに及ぼす潜在的な影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についてのシュローダーの見解が反映されます。シュローダーのリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

スチュワードシップ方針について

- シュローダーは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」(エンゲージメント)、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス (ESG) に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。
- シュローダーのスチュワードシップ・コードに係わる取組み内容やエンゲージメントの実施例については、委託会社のホームページをご参照ください。
(<https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/>)

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

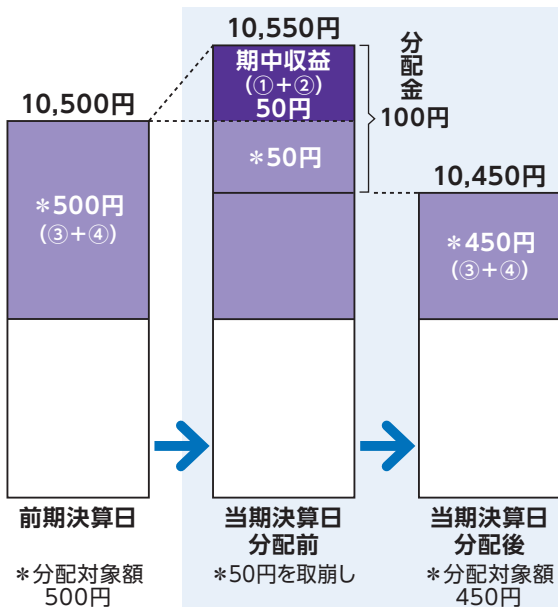
投資信託で分配金が支払われるイメージ



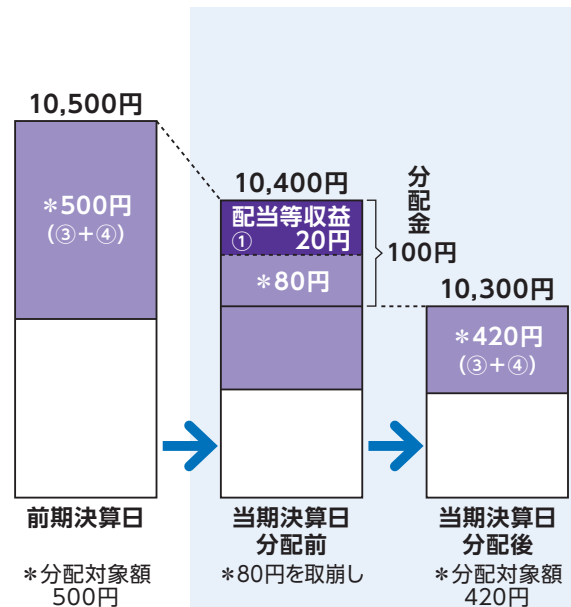
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

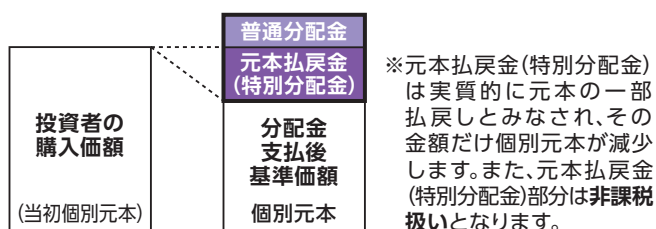


※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

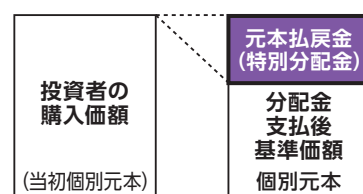
分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。
収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られた場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。それらにより組み入れた不動産投資信託証券や株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数等)の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク(取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと)により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、組入有価証券等の下落要因となります。組入有価証券等の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

〔流動性リスクに関する留意事項〕

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

〔繰上償還に関する留意事項〕

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

〔ファミリーファンド方式に関する留意事項〕

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

〔現金等の組入に関する留意事項〕

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

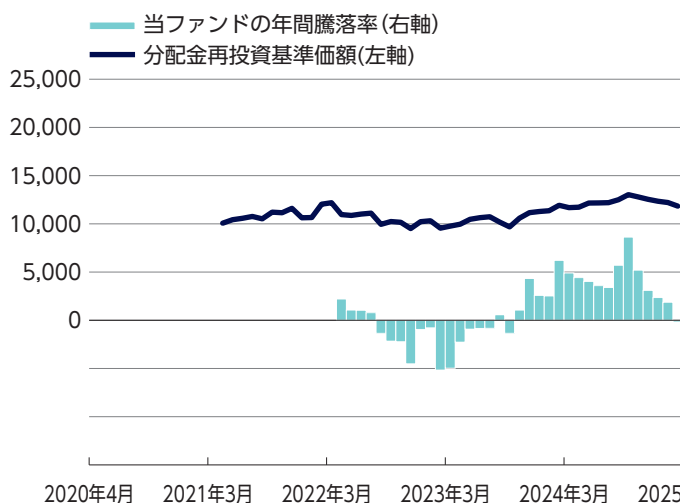
リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年4月末～2025年3月末



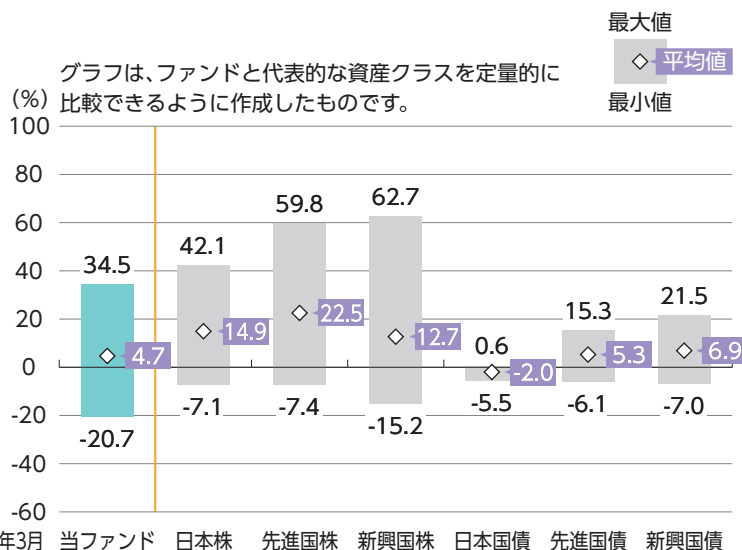
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2022年5月から2025年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年4月末～2025年3月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年4月から2025年3月の5年間(当ファンドは2022年5月から2025年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

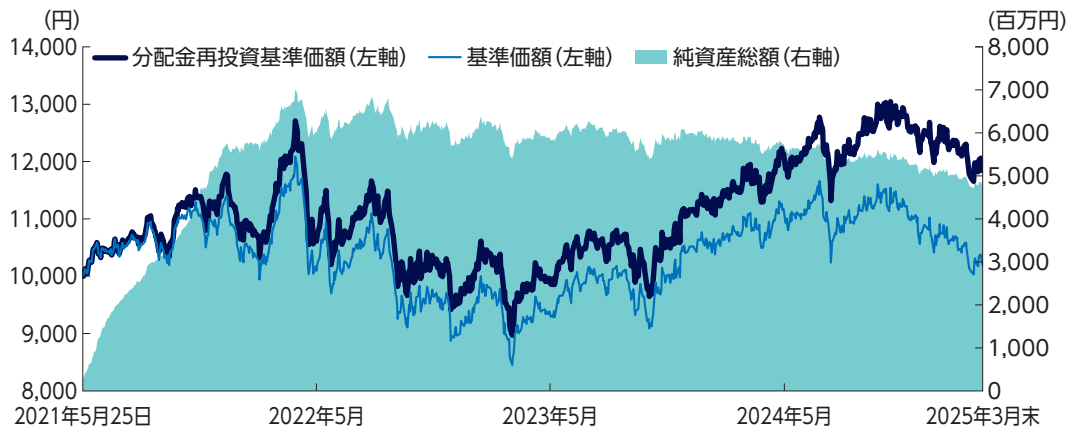
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	10,190円
純資産総額	4,771百万円

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日:2021年5月25日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	100円	100円	50円	50円	0円	850円	1,650円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

主要な資産の状況

■資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド グローバル・シティーズ クラスI 投資証券	投資証券	98.24
2	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

■組入上位国／地域

順位	国／地域	投資比率(%)
1	米国	64.8
2	日本	9.5
3	オーストラリア	7.6
4	英国	3.2
5	香港	2.5
6	スペイン	2.3
7	ドイツ	2.3
8	フランス	2.2
9	－	－
10	－	－

■組入上位銘柄

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	エクイニクス	米国	データセンターリート	5.4
2	デジタル・リアルティ	米国	データセンターリート	4.8
3	プロロジス	米国	工業用リート	4.4
4	ウェルタワース	米国	ヘルスケアリート	4.1
5	ベントス	米国	ヘルスケアリート	4.0
6	サイモン・プロパティ	米国	店舗用リート	3.8
7	アパロン・コミュニティーズ	米国	集合住宅用リート	3.2
8	エクイティ・レジデンシャル	米国	集合住宅用リート	3.0
9	パブリック・ストレージ	米国	トランクルームリート	2.7
10	グッドマン	オーストラリア	工業用リート	2.6

■業種別組入比率 上位10種

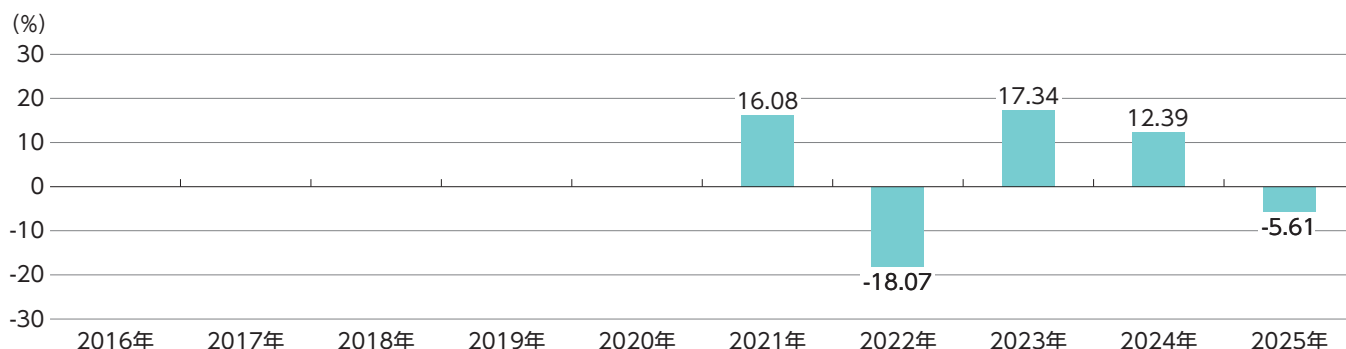
順位	業種	組入比率(%)
1	工業用リート	13.7
2	ヘルスケアリート	11.9
3	店舗用リート	11.7
4	集合住宅用リート	10.9
5	データセンターリート	10.3
6	各種リート	10.1
7	各種不動産事業	7.5
8	不動産運営会社	6.5
9	トランクルームリート	3.8
10	オフィスリート	3.3

※マザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド グローバル・シティーズ」(◆)の組入状況です。

◆「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド グローバル・シティーズ クラスI 投資証券」のマスターファンドを指します。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、国／地域は、原則として当該株式が主に取引されている取引所の所在国に基づき、マスターファンドの投資運用会社が作成した分類により表記しています。組入比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2021年5月25日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は5月25日から12月末までの騰落率です。

2025年は1月から3月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年6月21日から2025年12月22日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 日 不 可	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■グッド・フライデー、イースター・マンデー ■12月24日、25日および26日 また、投資対象ファンドの管理会社が指定する日においては購入・換金の申込みは受け付けません。
換 金 制 限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。 別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信 託 期 間	2031年9月22日まで(2021年5月25日設定)
繰 上 償 還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(資産成長型)、シュローダー・グローバル・リートESGフォーカス・ファンド(予想分配金提示型)間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ESGリ分配」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.65% (税抜1.50%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)		役務の内容
	委託会社	0.75%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等
	販売会社	0.72%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	投資対象ファンド (投資運用会社)	ありません。	—
	実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	年率1.65% (税抜1.50%)	—
その他の費用・ 手数料	当ファンド	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を上限 とする額がファンドの 計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末 または信託終了のときにファンドから支払われます。	
		組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
	主要投資対象 ファンド	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの 監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.06%程度(実績値) を上記の費用・手数料の精算 にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	1.77%	内容
①運用管理費用の比率	1.64%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	0.13%	ファンドのその他費用および投資対象ファンドにおける費用
ファンドのその他費用	0.07%	ファンドの法定書類作成等に要する費用、監査費用等
投資対象ファンドの運用管理費用の比率	—	投資対象ファンドの運用管理費用
投資対象ファンドの運用管理費用以外の比率	0.06%	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用、監査費用等(実績値)

※対象期間は2024年9月21日～2025年3月21日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※ファンドの費用と投資対象ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※投資対象ファンドの費用については、投資対象ファンドの管理会社が発行する年次報告書(アニュアル・レポート)の記載に基づきます。
 なお、投資対象ファンドの運用管理費用(信託報酬)はファンドの運用管理費用(投信会社分)から支払われるため、別に収受しておりません。
※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

投資対象ファンドの概要

2025年3月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

フ ァ ン ド 名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・シティーズ クラスⅠ投資証券
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て
主 な 投 資 対 象	投資運用会社がサステナブルな投資先であると考える世界の不動産関連株式および株式関連証券
運 用 の 基 本 方 針 および主な投資制限	投資運用会社がサステナブルな投資先であると考える世界の不動産関連株式および株式関連証券への投資を通じて元本成長とFTSE EPRA NAREIT Developed index (税控除後配当込み、米ドルベース) を中長期で上回る (費用控除後) 収益確保を目指します。 ※欧州委員会が制定した指令 (UCITS指令) に準拠して分散投資を行います。 ■ ファンドはアクティブ運用され、強じんて革新的な都市やインフラストラクチャーに貢献するサステナブル投資に振り向けます。 - また、短期金融資産への投資や現金の保有のほか、リスクの抑制および資産の効率的な運用のためのデリバティブ取引など、投資運用会社がサステナビリティ基準に基づいて中立であるとみなした投資を行います。 ■ ファンドは投資運用会社のウェブページ (https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre) に掲げる「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業界または発行体グループへの直接投資は行いません。 ■ ファンドは投資運用会社の投資基準に定められた通り、環境や社会に重大な悪影響を与えず優れたガバナンスを実践する企業に投資します。 ■ 投資運用会社はファンドが行なうサステナビリティ問題に関する弱点分野を特定する試みに対して投資対象企業と建設的な対話をすることもあります。投資運用会社のサステナビリティや投資対象会社との建設的な対話の方法に関しての詳細は投資運用会社のウェブページ (https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements/) で入手可能です。 ■ ファンドはその資産の2/3以上を世界の不動産関連株式および株式関連証券へ投資し、強固な都市インフラストラクチャーや開発計画支援体制により経済的成長を続けると投資運用会社が考える都市に投資する企業を中心に投資を行います。 ■ ファンドは純資産の1/3以下の範囲で、直接または間接的に世界の不動産関連株式や株式関連証券以外の投資証券 (他の資産クラスを含む)、国、地域、業種、通貨、投資ファンド、フラント債、短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。 ■ リスクの抑制および資産の効率的な運用のためデリバティブ取引を行うことがあります。
ベ ン チ マ ー ク	FTSE EPRA NAREIT Developed index (税控除後配当込み、米ドルベース) をターゲット・ベンチマークとします。 ※ファンドの投資ユニバースは、ターゲット・ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みです。投資運用会社は独自の指針で投資し、ベンチマークに縛られずに運用するため、ファンドのポートフォリオやパフォーマンスはターゲット・ベンチマークから相当程度、乖離することがあります。 投資運用会社は特定の投資機会を活かすためにターゲット・ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがあります。このベンチマークはファンドの環境および社会的特性またはサステナブルな投資目的を考慮していません。 ファンドが投資する可能性がある投資カテゴリーを代表し、ファンドのリターン観点から適切なターゲットと投資運用会社が考えるターゲット・ベンチマークを選定しています。
投 資 運 用 報 酬	ありません。
管 理 報 酬 等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度 (実績値) を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。
決 算 日	12月31日
設 定 日	2005年10月31日
ファンドの関係法人	管 理 会 社 シュローダー・インベストメント・マネージメント (ヨーロッパ) エス・エイ
	投資運用会社 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保 管 会 社 J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※投資対象ファンドであるSISF グローバル・シティーズ クラスⅠ投資証券 (ファンド) は持続可能な投資を行うという投資目的 (欧州サステナブル投資開示規則9条: Article 9 SFDR) を有します。この投資目的を有するファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られる可能性があり、投資運用会社により選定されたサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、ファンドは特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。

サステナビリティ基準:

投資運用会社は、投資対象銘柄の選択においてサステナビリティ基準を適用します。投資可能なユニバースは2段階においてサステナビリティ指標を用いて分析され、サステナビリティ評価が低い銘柄は除外され、投資可能なユニバースが約900社から約200社に絞られます。

■ステージ1では、都市スコアの策定を実施し、企業が所有する物件のロケーションを定量的に評価します。

投資可能なユニバースからサステナビリティ評価が低い企業は除外されます。

■ステージ2では、シュローダー独自および外部機関のサステナビリティ分析ツールを用いて企業を定量的に評価します。

投資可能なユニバースのうち、サステナビリティ評価の低い企業は除外されます。

投資運用会社は、企業活動の利害関係人としての立場から、環境負荷を緩和するために、投資対象企業がサステナビリティに対して明確なコミットメントを示すことを期待し、建設的対話を行うことがあります。

投資運用会社は、独自の調査とサステナビリティ分析ツールを使って投資対象企業の分析を行ない、外部機関による調査は独自の見解を補完する材料となります。

投資運用会社は、ファンドの純資産総額90%以上がサステナビリティ基準に適合することを確保します。

上記の銘柄選択プロセスのため、潜在的な投資ユニバースは、サステナビリティ基準を適用する前の、他の投資目的や投資方針の制限に従って投資運用会社が選択できるコアになる投資ユニバースです。この投資ユニバースは、世界の不動産関連株式および株式関連証券で構成されています。

※FTSE EPRA Nareit Developed indexは、世界の上場している不動産関連株式や不動産投資信託証券のパフォーマンスに追従するよう投資可能な市場で取引されている銘柄を基準に流動性やサイズ、収益性により選別された構成銘柄からなる指数で、European Public Real Estate Association (以下、EPRA) と共にFTSE Russellにより算出されています。ロンドン証券取引所グループとそのグループ企業*が本指数のライセンサーです(*FTSE International Limited (LSEグループ)、EPRA、the National Association of Real Estate Investments Trusts (Nareit) を含みます)。

FTSE RussellはLSEグループ企業の商標です。FTSE®とRussell®は関連するLSEグループ企業の登録商標、Nareit®はNareitの登録商標、EPRA®はEPRAの登録商標で、それぞれ許可を受けた他のLSEグループ企業によって使われ、関連指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はライセンサーに帰属しております。ライセンサーは指数データまたは内在するデータにおける誤りや省略に対して責任を負わず、本ファンドへの投資を促進、保証または推奨するものではありません。関係するLSEグループ企業の書面による同意がない限り、LSEグループ企業が提供する指数データの再配布は禁じられております。

※日々の純流入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

フ ァ ン ド 名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/米ドル建て
主 な 投 資 対 象	米ドル建ての短期金融資産
運 用 の 基 本 方 針 および主な投資制限	ファンドはアクティブ運用され、主として米ドル建ての短期金融資産(S&P グローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上)への投資を通じて、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮にいれる)、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であるものを前提とします。 ※元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。 ※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。 ■為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。
ベ ン チ マ ー ク	ターゲット・ベンチマークはありません。
投 資 運 用 報 酬	ありません。
管 理 報 酬 等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。
決 算 日	12月31日
設 定 日	2002年7月4日
ファンドの関係法人	管 理 会 社 シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	投資運用会社 シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保 管 会 社 J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※日々の純流入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

シュロダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**153兆円*** (7,787億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2024年12月末現在。* 1英ポンド=196.82円換算。

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント